

大阪府食の安全・安心推進条例（仮称）案の骨子【概要】

【1 条例制定の背景と意義など】

現在、私たちは豊かな食生活を享受していますが、一方では、残留基準値を超えた農薬の検出、牛海綿状脳症の発生、食品表示の偽装などの問題、また低いままで推移している食料自給率や食べ残されて廃棄される食品の増加などの問題への対応も求められています。

食品の大消費地であるとともに物流の拠点でもある大阪において、府、食品関連事業者、府民がそれぞれの責務や役割を自覚し、共に連携して食の安全と安心の確保に取組む必要があります。このような認識の下に、食の安全と安心の確保についての基本的な考え方を明らかにして、総合的で計画的な施策を推進し、もって府民の健康を保護するためにこの条例を制定するものです。

【2 目的及び定義】

(1) 目的

○ 基本理念を定め、府及び食品関連事業者の責務並びに府民の役割を明らかにし、また、基本的な取組及び健康への悪影響を未然防止するための方策を定めることにより、府民の健康の保護を図る。

(2) 定義

○ 食品・食品等・生産資材・食品関連事業者について定義

○ リスクコミュニケーション：食品の安全性についての科学的評価やそれに基づいて行われる施策について、関係者相互間の情報及び意見の交換をすること

【3 基本理念及び関係者の責務と役割】

(1) 基本理念

○ 生産から消費にいたる全ての段階で必要な取組が行われなければならない。

○ 科学的な知見に基づき、食品による健康への悪影響が未然に防止されなければならない。

○ リスクコミュニケーションの推進により、食の安全・安心の確保が図られなければならない。

(2) 関係者の責務と役割

①府の責務

- ・ 総合的かつ計画的な施策の実施
- ・ 国や他の地方公共団体との連携

②食品関連事業者の責務

- ・ 関係法令の遵守と食の安全・安心の確保に関する第一義的責任の認識
- ・ 食品等の安全性に係る情報の積極的な提供
- ・ 府の施策への協力

③府民の役割

- ・ 食品等の安全性に関する知識と理解を深める
- ・ 府の施策に対する意見の表明と協力

【4 食の安全・安心を推進するための基本的な取組】

- （1）食の安全・安心推進計画の策定、公表
- （2）食品等の監視、指導及び検査の徹底
- （3）食品等の表示の適正化の推進
- （4）リスクコミュニケーションの推進
- （5）情報の収集及び提供
- （6）食育等による知識の普及啓発
- （7）事業者による自主的な取組の促進
- （8）調査研究の推進
- （9）環境への配慮
- （10）認証制度、顕彰制度等

【5 健康への悪影響の未然防止又は被害の拡大防止に関する取組】

（1）情報の公表による被害の拡大防止

（2）自主回収報告制度

※府内に事業活動の拠点を置く食品関連事業者が自動的な回収に着手したときは府に報告するものとします。府は、その回収報告の情報を府民に公表します。

（3）緊急時の体制整備

（4）生産段階に適用される関係法令の遵守等

【6 大阪府食の安全・安心推進協議会（仮称）】

協議会を設置し、次の事項について意見を聴きます。

○食の安全・安心推進計画に関すること ○食の安全・安心に係る重要な課題に関するこ